

平成 30 年第 3 回
島尻消防組合 10 月定例会

議事録

平成 30 年 11 月 7 日(水)

| 平成 30 年第 3 回 島尻消防組合 | | | | 1 日目 |
|---|------------------|--------------|-----------|------|
| 10 月定例会 | | | | |
| 招集月日 | 平成 30 年 11 月 7 日 | | | |
| 招集場所 | 島尻消防組合 講堂 | | | |
| 開閉会等日 | 開会 | 午前 10 時 00 分 | 議長 | 本村 繁 |
| 時及び宣告 | 閉会 | 午後 12 時 00 分 | 議長 | 本村 繁 |
| 出席(応招)第 2 回 定例議会 | 議員番号 | 氏名 | | |
| | 1 番 | 新里 嘉 | | |
| | 2 番 | 宮平 憲二 | | |
| | 3 番 | 米増 雄二 | | |
| | 4 番 | 仲間 光枝 | | |
| | | | | |
| 欠席(不応招)議員 | | | | |
| 議事録署名議員 | | 1 番 新里 嘉 | 2 番 宮平 健二 | |
| 職務の為議場に出席した者 | | 書記 平安名 勲 | | |
| 地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名 | 管理者 | 瑞慶覧長敏 | 予防課長 | 城間功 |
| | 副管理者 | 新垣安弘 | 第一警備課長 | 大城 学 |
| | 消防長 | 津波古充也 | 第二警備課長 | 新里昇昭 |
| | 次長 | 屋比久 学 | 第三警備課長 | 中本隆雄 |
| | 署長兼警防課長 | 比嘉 典夫 | | |
| | 総務課長 | 島袋 清正 | | |
| | 会計管理者 | 喜屋武 信彦 | | |

平成30年 第3回島尻消防組合 10月定例会会期日程表 (第1号)

会 期 平成30年11月7日(金) 1日間

| 会 期 | 月 日 | 会 議 区分 | 会 議 時刻 | 日 程 |
|--------|------------------------------|-------------|-----------|--|
| 1 | 十一 月 七 日 (水) | 本 会 議 | 10時 | <p>(第1号)</p> <p>第1. 仮議席の指定について</p> <p>第2. 議長の選挙について</p> <hr/> <p>(第1号の追加)</p> <p>第1. 議席の指定について</p> <p>第2. 会議録署名議員の指名について</p> <p>第3. 会期の決定について</p> <p>第4. 副議長の選挙について</p> <p>第5. 管理者報告について</p> <p>第6. 監査委員(議選)の選任同意について</p> <p>第7. 平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について</p> <p>第8. 平成30年度島尻消防組合歳入歳出補正予算(第2号)について</p> <p>第9. 一般質問</p> |

平成30年第3回島尻消防組合10月定例会議事日程(第1号)

| 日 程 | 付 議 事 件 | 件 名 | 備考 |
|-----|---------|------------|----|
| 第 1 | | 仮議席の指定について | |
| 第 2 | | 議長の選挙について | |

平成30年第3回島尻消防組合10月定例会議事日程(第1号の追加)

| 日 程 | 付 議 事 件 | 件 名 | 備考 |
|-----|---------|-------------------------------|----|
| 第 1 | | 議席の指定について | |
| 第 2 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 3 | | 会期の決定について | |
| 第 4 | | 副議長の選挙について | |
| 第 5 | | 管理者報告について | |
| 第 6 | 同意第1号 | 監査委員(議選)の選任同意について | |
| 第 7 | 認定第1号 | 平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について | |
| 第 8 | 議案第19号 | 平成30年度島尻消防組合歳入歳出補正予算(第2号)について | |
| 第 9 | | 一般質問 | |
| | | | |

平成30年第3回島尻消防組合定例会

午前10時00分

総務課長（島袋清正）

おはようございます。島尻消防組合10月定例会ですが、組合議員選出後最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、本村繁議員が年長者でありますので、ご紹介いたします。本村繁議員、議長席にお着き下さい。

臨時議長（本村 繁）

ただいま紹介されました本村繁であります。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いたいと思います。何卒よろしく願いいたします。

これより平成30年第3回島尻消防組合10月定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上「仮議席」を指定します。「仮議席」は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程第二、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に私、本村繁を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名した本村繁を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した私、本村繁が議長に当選しました。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま議長に当選しましたので、ごあいさつを申し上げます。

皆さん、改めておはようございます。皆様の承認により議長に選任されました。誠に有難うございます。議長承認にあたり、今後の方針を述べます。島尻消防署の職員と島尻消防議員と常に情報交換を行い、管区内住民の安心安全な生活環境整備に努力したいと思います。

最後に島尻消防のますますの発展と職員のご健勝を期待し、挨拶とします。大変短いですが、よろしく申し上げます。

議長（本村 繁）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時09分

議長（本村 繁）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

管理者より本定例会の付議事件として同意第1号・監査委員（議選）の選任について他2件が提出されております。

平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算書、主要な施策の成果を説明する報告書、監査委員より決算意見書が配布のとおり報告されております。

本日のこれよりの追加議事日程は、お手元に配布のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

追加日程第一、「議席の指定について」を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

追加日程第二、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

追加日程第三、「会期の決定の件」を議題と致します。

本定例会の会期は、本日11月7日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は11月7日の1日間と決定致しました。

追加日程第四、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決まりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に仲間光枝議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した仲間光枝議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました仲間光枝議員が副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。それでは、副議長の仲間光枝議員、当選のごあいさつをお願い致します。

副議長（仲間光枝）

皆様、改めましておはようございます。この度、島尻消防組合副議長として選任されました南城市の仲間光枝でございます。おそらくなんです、島尻消防組合始まって以来の女性議員ではないのかなというふうに私自身も思っております。

昨今、いろいろ自然災害の方も増えてきまして、こういった消防活動、また、そういった避難に関しましてもやはり女性目線も必要かなというところでは、私の出番がやってきたのかなというところ

ころを自覚しているところです。

定例議会とか、消防議会での任務に関わらず、消防議員として常日頃から自覚をもって、そういったことをしっかりと注意深く見守っていきたいなというふうに思っておりますので、4年間皆様一緒に切磋琢磨しながらやってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

議長（本村 繁）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

議長（本村 繁）

休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

追加日程第五、「管理者報告について」であります。組合議員選挙後、初めての定例会にあたり、管理者のあいさつを兼ねて報告を受けたいと思えます。

管理者（瑞慶覧長敏）

おはようございます。平成30年第3回島尻消防組合10月定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。先般、各構成市町の議会議員選挙において、めでたくご当選の栄誉を得られ、また重ねて当組合議員に当選された皆様に心からお喜びを申し上げる次第であります。

今定例会は、新組合議員での初議会となり、先程決まりました本村繁新議長、仲間光枝副議長の新体制のもと議会運営、また組合運営のチェック機能としてご活躍をお願いしたいと思います。

それでは、初議会となりますので、当組合の運営方針、及び議案内容を説明したいと思います。

当組合は、昭和50年10月に発足し、今年で43年目を迎えようとしております。南城市、八重瀬町約2万9,400世帯、人口約7万4,000人の生命、財産を守るべく消防業務として、日々活動しております。

今日まで、組合関係者が組合に関して深いご理解とご協力のお陰をもちまして、消防体制は年々充実強化を歩んでおります。

年々増える人口及び世帯に対し、尚いっそう消防組織を強化し、消防サービスを向上させていきたいと考えております。

職員においては迅速・的確に対応できるよう日頃の訓練はもとより消防団員とも一致団結して消防技術の向上、士気の高揚を図り、地域住民に、より一層信頼される消防体制の充実強化に努めてまいります。

次に消防力の強化についてであります。年々災害が複雑・多様化し、大規模化の傾向にあり、全く予測されない特殊性の事故等の発生、住民ニーズの多様化など新たな対応が強く求められております。今年も台風の襲来により、各地に甚大な被害をもたらしましたが、当消防は、その都度万全な体制でのぞみ、事故、救急、救助要請に対し適正な対応を図り、その被害が最小限になるよう努めております。

当管内の災害現場及び全国消防応援派遣等においても、消防力が十二分に発揮できるようこれまで以上に体制の強化及び整備等を図っていきたいと考えております。また、訓練等におきましては、9月に行われた県防災訓練のサブ会場として、南城市庁舎が会場となり、当組合職団員及び南城市職員が主体となり、県内各関係機関をはじめ多くの市民が参加し有意義な訓練がおこなわれました。来たる11月10日からは九州地区緊急消防援助隊合同訓練が鹿児島県にておこなわれ、当組合からもポンプ隊が参加します。

消防車両については、今年度、一般社団法人日本損害保険協会より寄贈される高規格救急自動車、防衛省補助を活用した水槽付消防ポンプ自動車の更新配備を予定しております。

また、施設の老朽化及び災害活動拠点施設として課題となっている具志頭出張所庁舎について、今月中には庁舎建設検討委員会を立ち上げ、庁舎建設の検討に入る段階であります。

救急業務体制については今年度も救急救命士の病院実習、処置拡大認定及び指導救命士を養成してゆき、更に住民に対する応急手当の普及啓発やAED取扱い講習と設置を積極的に推進して「救命率向上に向けた救急業務高度化への対応及び救急需要対策」を講じてまいります。

予防体制については住宅火災報知器の設置促進、「違対象物に係る公表制度」の実施に向け職員の教育を実施し、防火安全対策の推進及び自衛消防隊の育成指導を図りたいと考えております。

次に消防団についてであります。平成25年12月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化する法律」が公布、施行され、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について必要な措置をすることが義務付けられております。

消防団は、あらゆる災害に際して、住民に身近なところで地域防災の中核的存在であり、役割がますます重要になってきます。自然災害・火災等の警戒、防御、応急復旧などへの対応において、要員動員力、即時対応力を持ち地域に密着した消防団の充実強化は地域防災力の向上に必要不可欠であり消防団員の活性促進化に取り組んでまいります。

続きまして、今定例会に提出した議案内容ですが、まず「同意第1号、島尻消防組合監査委員（議選）の選任同意について」であります。

次に、認定第1号「平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」では、「平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算書」、これに「主要な施策の成果に関する報告書」及び「監査委員の意見書」も添付してありますのでご参照下さい。

次に、議案第19号「平成30年度島尻消防組合補正予算（第2号）」では、歳入歳出それぞれ3,900万4,000円を増額しまして、総額10億9,966万2,000円を計上しております。

以上、今回の定例会についての挨拶と議案等は、その内容を大まかに申し上げましたが、詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

ただいま管理者のあいさつでありました。

せっかくですので、こちらで副管理者のごあいさつもお伺いしたいと思います。よろしくお願

いたします。

副管理者（新垣安弘）

皆さん、おはようございます。八重瀬町長の新垣安弘です。副管理者として、しっかり管理者の瑞慶覧市長を支えてまいりたいと思っております。

両市町での消防ですから、管理者同士の信頼関係、また各議会を代表しての組合議員の皆さんの信頼関係が重要だと思いますし、そこも一つになりながら、また職員の皆さんとともに心を一つにして両市町の住民の命を守るための重要な消防業務ですので、しっかりとお互いやっていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（本村 繁）

副管理者、大変有難うございました。

追加日程第六、同意第1号「島尻消防組合監査委員（議選委員）の選任同意について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

管理者（瑞慶覧長敏）

同意第1号、監査委員（議選委員）の選任同意について。島尻消防組合監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項に基づき、下記の者を監査委員として議会の同意を求めます。

氏名、新里 嘉。生年月日、昭和48年8月14日生。住所、南城市大里字大里1790番地。

平成30年11月7日提出、島尻消防組合、管理者 瑞慶覧長敏。

提案理由、議員監査委員が任期満了のため、新たに議員の監査委員を選出する必要があるためでございます。よろしく願いいたします。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。同意第1号「島尻消防組合監査委員（議選委員）の選任同意について」は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、同意することに決定されました。

追加日程第七、認定第1号「平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案者から提案を求めます。

会計管理者兼会計課長（喜屋武信彦）

平成29年度島尻消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算書をお願いします。

認定第1号「平成29年度島尻消防組合一般会計歳入歳出認定について」ご説明申し上げます。

はじめに決算書24ページをお願いします。実質収支に関する歳入総額13億3,025万5,7

28円、歳出総額13億1,696万8,799円、歳入歳出差引額1,328万6,929円、実質収支額は1,328万6,929円でございます。

歳入歳出の内訳については、4ページをお願いします。事項別明細書で歳入から説明いたします。1款分担金及び負担金、予算現額11億6,871万5,000円、収入済額11億6,865万8,875円、内訳としまして1目市町負担金、収入済額11億6,266万円、2目市町特別負担金、収入済額599万8,875円。

次に2款使用料及び手数料、予算現額630万8,000円でございます。収入済額702万4,052円、予算現額に対しまして71万6,052円の増。

収入済額の内訳としまして、1項1目総務使用料54万5,500円、職員の駐車料金です。2項1目消防手数料51万900円、予防課の危険物検査手数料でございます。

2項2目清掃手数料595万9,152円、ごみ処理手数料とし尿処理手数料でございます。

5ページをお願いします。5款財産収入、予算現額1万1,000円、収入済額5万2,154円、利子によるものでございます。

6ページをお願いします。6款繰入金、予算現額150万円、収入済額150万円、基金からの繰入金でございます。

7款繰越金、予算現額1億3,717万6,200円、収入済額1億3,717万6,985円、平成28年度の繰越金ですが、うち佐敷出張所建設支払い分の明許繰越1億2,522万7,200円を含みます。

8款諸収入、予算現額1,422万3,000円、収入済額1,584万3,662円、予算現額に対しまして、収入済額162万662円の増でございます。

8ページをお願いします。歳入合計で予算現額13億2,793万6,200円、調定額13億3,033万2,868円、収入済額13億3,025万5,728円、不納欠損額7万7,140円、予算現額に対しまして収入済額231万9,528円の増、収入率は100.17%でございます。

次に、歳出について9ページをお願いします。歳出の事項別明細書になります。1款議会費、予算現額148万4,000円、支出済額141万5,280円、不用額6万8,720円、執行率は95.37%でございます。

2款総務費、予算現額8,064万4,000円、支出済額7,955万9,139円、不用額108万4,861円、執行率は98.65%でございます。

10ページをお願いします。総務費の不用額の主な要因は、11節需用費、追録に係る印刷費の歳出減が主であります。

11ページをお願いします。12節の役務費、ネットの回線引き込みやプロバイダー及びメール等の費用で3月設定ですが、請求が新年度4月に支払ったため、不用額となっております。

12ページをお願いします。下の方で3款消防費、予算現額9億1,271万7,200円、支出済額9億1,165万2,941円、不用額106万4,259円、執行率は99.88%でございます。

13ページをお願いします。消防費の不用額の主な要因は、3節職員手当で災害等の減少による特殊勤務手当等の減でございます。

17ページをお願いします。消防費、支出済額の主な内容としまして、3款1項3目15節佐敷庁舎関連工事費1億1,503万2,000円でございます。

18ページをお願いします。4款衛生費、予算現額2億519万7,000円、支出済額1億9,948万8,396円、不用額570万8,604円、執行率97.22%でございます。

19ページをお願いします。衛生費、支出済額の主な内容としましては、1項1目13節残渣処理委託料、資源・不燃施設管理業務委託料でございます。不用額の主な要因は、焼却灰、飛灰残渣搬出量減のためでございます。

22ページをお願いします。公債費、予算現額1億2,600万8,000円、支出済額1億2,485万3,043円、不用額115万4,957円、執行率は99.08%でございます。

不用額の主な要因は、1目元金で佐敷出張所入札減で借入額の減入分でございます。

23ページをお願いします。歳出合計で予算現額13億2,793万6,200円、支出済額13億1,696万8,799円、不用額1,096万7,401円、執行率99.17%でございます。

続きまして、財産に関する調書について25ページをお願いします。財産に関する調書、平成30年3月31日現在、土地・建物に関する調書であります。佐敷出張所の建物582.7平方メートルの増であります。

26ページをお願いします。物品について、車両1台増、1台減、現在35台、無線機が1基増の83基でございます。

27ページをお願いします。基金でございますが、決算年度末現在高7,561万8,566円でございます。

以上で説明を終わりますが、議員の皆様のお手元には決算書とともに監査委員からの意見書、主な施策の成果を示す書類なども届いていますので、参照していただき、ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上で終わります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

4番（仲間光枝）

皆様、おはようございます。よろしくお願いたします。質疑に入る前に1点確認をさせていただきたいんですが、先日の全協の際に議会運営についてというご説明を受けたところなんですが、その中で議会質疑の回数ということで、2回を超えてはいけないというふうにあります。これは例えばいまは29年度の決算認定をやっているところですが、その決算認定の中において2回までということですか。それとも、その認定の中で各項目ごとに質問があれば、その項目ごとの質問に対して2回までということなんでしょうか。その確認をまずはさせて下さい。

議長（本村 繁）

決算書全体的に質問するときに2回までというふうにしてやりますので、項目ではなくして。

4番（仲間光枝）

わかりました。それではいろいろあったんですが、その中でも特に確認をしておきたい2点に絞ってやっていきたいと思います。

歳入歳出両方に関連するのかなと思っていますけれども、歳出の部16ページと歳入の部7ページに関連するんですが、3款19節負担金、補助及び交付金というところなんですけれども、沖縄消防通信指令センターの負担金539万2,286円計上されていますが、それに対して似たような文言で7ページに消防指令センター剰余金というのが58万6,303円計上されております。その両方について関連性があるのかないのかも含めてご説明をお願いいたします。

次長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の質問にお答えいたします。16ページの負担金については、29年度の指令センターへの負担金でございます。

そして歳入の方は、28年度の剰余金の収入ということでございます。以上でございます。

4番（仲間光枝）

それでは、その関連でお伺いしますけれども、いま29年度の負担金、そして入ってきたのは28年度の剰余金というふうに説明がありましたけれども、この負担金を出して余ったものは、その年度が終わってから剰余金として戻ってくるということになるのか。

それと最後なので、もう1点の確認なんですけど、この負担金の計算方法を最後に教えていただきたいと思います。

次長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の再質問にお答えいたします。負担金の負担割合というのは、現在、手元に資料は持っていませんが、受益者負担と応分の負担ということで人口割で負担金を徴収しております。

剰余金の件に関してですが、指令センターは協議会ですので、財政調整基金は持ってないということで、剰余金に関しては構成の消防本部及び非常備の町村へ負担金を返金するというので、そのようなことになっております。以上でございます。

議長（本村 繁）

他に質疑はないですか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。認定第1号「平成29年度島尻消防組合歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり認定されました。

追加日程第八、議案第19号「平成30年度島尻消防組合歳入歳出補正予算（第2号）について」を議題といたします。

提案者からの提案を求めます。

次長（屋比久 学）

おはようございます。それでは、議案第19号「平成30年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。平成30年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から3,900万4,000円を増額し、10億9,966万2,000円とする。

詳細については、事項別明細書で説明いたします。

まず、はじめに歳入から説明したいと思います。6ページをお願いいたします。6款1項1目基金繰入金、補正額2,971万8,000円の増、主な理由としまして衛生業務事務移管に伴う南部広域行政組合への歳出を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。7款1項1目繰越金、補正額928万6,000円の増、これは平成29年度の繰越額から当初予算額を差し引いた額でございます。

次に歳出にいきたいと思います。8ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費、補正額2,973万4,000円の増、衛生業務事務移管に伴う南部広域行政組合衛生課への繰出金でございます。

9ページをお願いいたします。3款1項1目消防費、補正額637万円の増、主な理由としまして勸奨退職に伴う退職者手当特別負担金、3節職員手当等の増でございます。3目消防施設費、補正額290万円の増、これは18節備品購入費、寄贈救急車架装費から水槽付消防ポンプ自動車入札減額を差し引いた額でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間光枝）

いま次長の方からご説明があったのでわかりましたけれども、そもそも職員手当の増、補正がどうしてなのかというところを質問したかったんですが、いま勸奨退職のためでしたということの説明いただきました。

これは何名の方の退職分なんでしょうか。それと何歳で退職されたんでしょうか。

次長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の質問にお答えします。こちらは退職者数は1名でございます。年齢についてですが、59歳でございます。以上でございます。

議長（本村 繁）

他に質問ございますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第19号「平成30年度島尻消防組合歳入歳出補正予算（第2号）について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時58分

議長（本村 繁）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次長（屋比久 学）

先程59歳というふうにお答えしましたが、正確には58歳10カ月ということでございます。訂正いたします。以上です。

議長（本村 繁）

これより一般質問を行います。通告の受付順に行いたいと思います。

尚、本日の質問については各議員の発言はそれぞれ20分以内といたします。

最初の質問者、4番仲間光枝議員。

4番（仲間光枝）

ハイタイ、グスーヨー、チューウガナビラ。今回、南城市議会において島尻消防組合議員として選任されました仲間光枝と申します。

島尻消防議会初一般質問、緊張もしておりますが、楽しみにしてまいりました。管内は、もちろんのこと、広域的な視点も忘れないで、皆様と共に考え、議論しながら島尻消防組合のさらなる充実発展に寄与できるよう頑張っていきたいと思っております。

さて、これからスタートということなので、簡単に自己紹介をさせていただきます。去った11月4日に満59歳になりました。来年、還暦を迎えます。孫4人に囲まれ、名実ともにおばあちゃんですが、42歳でおばあちゃんになってしまったので、初孫のときから孫たちにはおばあちゃんとは呼ばせずにバービーと呼ばせております。

また、買ったまま読まない本が増えすぎて、今年春、部屋を一つ造りました。そのうち、引きこもって読書三昧になるかもしれません。もし、世の中から姿が消えたときには、仲間光枝はそういうふうにして暮らしているんだなというふうに思ってください。

また、特にメンタルや思考を鍛える自己啓発系の学びが大好きで、30代の頃から時間とお金をいっぱい使って学んできました。ここに私がいることも含めて、人生に起こることはすべて必然だと思っております。しっかりその使命を果たすべく精進してまいりますので、消防長はじめ、職員の皆様、そして議員の皆様4年間どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。今回は2点通告しております。

まず1点目、野焼きについてです。廃棄物処理法で厳しく規制されている野焼きについて、以下のとおり伺います。

①野焼きに関する苦情、相談受理件数（市町別直近5年分）。②苦情、相談の主な内容。③野焼きに対して改善命令指導を行った件数（市町別直近5年）。④野焼きが原因の延焼火災によって出動した回数（市町別直近5年）。⑤農業における雑草等の焼却について、本署の考え方。⑥野焼き禁止の周知、遵守について市町行政とどのような連携をとっているか。以上、よろしく願いいたします。

予防課長（城間 功）

ただいま仲間議員の野焼きについての質問事項についてお答えいたします。

まず、はじめに①野焼きに対する苦情、相談受理件数ということですが、受理件数については、統計などを取っておらず把握しておりませんが、年間約10件程度受理している状況であります。

苦情、相談に関しては、ほとんど119番通報によるものではなく、一般加入電話によるものであり、その都度、内容及び注意事項などを説明して理解をいただいております。

続いて②苦情、相談の主な内容ですが、近所で草木を燃やして煙たくて窓が開けられない。洗濯物に臭いがついて困るという苦情の内容となっております。

③野焼きに対して改善命令指導を行った件数についてということですが、市町別直近5年、平成25年から平成29年の改善指導件数で南城市92件、八重瀬町76件となっております。

④野焼きが原因の延焼火災によって出動した回数ということですが、これも市町別直近5年、平成25年から平成29年の回数です。南城市31回、八重瀬町にあつては28回となっております。

続いて⑤農業における雑草の焼却について、本署の考え方ということですが、刈り取った雑草や作物残渣は事業系一般廃棄物に分類されます。雑草等の廃棄物焼却行為（野焼き）はダイオキシン類などを発生させ悪臭等の原因となり、周辺住民の健康や生活環境を著しく損ないます。

市町における野焼き条例及び廃棄物処理法での規制もあり、野焼きからの延焼火災へ至るケースが多々あることから、火災予防上から鑑み、消防側の見解でも焼却行為は原則禁止と考えております。

⑥野焼き禁止の周知、遵守について市町行政とどのような連携を取っているかということですが、野焼き禁止の周知に関して消防車両を使用し、住民への広報活動及び地域の巡回活動を行っており、市町行政との連携については、野焼き者の情報等をお互い共有しながら行政担当課と同行して改善指導を行っております。以上で答弁を終わります。

4番（仲間光枝）

有難うございます。では、これから再質問をしてみたいのですが、8月の末頃だったんですが、宇佐敷に住む女性からお電話いただきまして相談を受けたのが今回の質問のきっかけになっていますけれども、先程ご説明があったように、この相談の内容というのが野焼きは禁止されているはずなのに守られていませんよ。洗濯物が外に干せません。窓を開けられません。窓を閉めていても換気扇からも入ってきます。煙たくて臭くて、本当に気分が悪くなるんですということだったんです。

その方がずっと注意というか、いろいろ言っても良くなるのは、例えば雑草を資源化するような対策をすればなくなるのではないですかというふうなお話をされておりました。実際、浦添

市はやっているらしいということを電話でおっしゃっていたので、これはちょっと確認する必要があると思ひまして、先日、浦添市の環境保全課に私の方から電話をして確認いたしました。

結論としましては、浦添市の方は家庭から出される草木などは確かに資源ごみとして回収しているそうです。ただ、やはり畑から出るものについては、先程も言いました事業系ごみというか、そういうのは対象外ということだったんです。

南城市と八重瀬町のごみの出し方、分別表というのがありますが、その中には草木が資源ごみとして分けられてはいないので、南城市はおそらく燃えるごみとしての回収だというふうに思っています。焼却ごみの減量化とか、環境への負荷とかを考えれば、南城市、八重瀬の方も将来的には、家庭から出る草木、雑草においては資源化をする検討の余地はあるのかなというふうに思いました。

今回の質問の内容が畑で燃やしている野焼きの件なので、それは置いといて、管内においては先程おっしゃっていましたが、全面禁止として消防の方も認識しているということで、もう一度確認をお願いしたいんですが、全面禁止ですよ。

予防課長（城間 功）

消防側でも全面禁止という考えでやっております。中には、一つ例外もありまして、キャンプファイヤーとか、そういったものに関しては第45条の火災予防条例の届け出がありまして、火災とまぎらわしい煙または火災を発生するおそれのある行為の届け出がありますので、それでもってやっております。以上です。

4番（仲間光枝）

確かにおっしゃるとおり、焼却禁止の例外ということでキャンプファイヤーとか、届け出をした特別な場合とか、いろいろあるようなんですけれども、そういった特別な例外を除き、ほぼ全面禁止というふうに認識をいたしますが、いろいろ調べているうちに県外のある市なんです、農業上の野焼きについては、焼却禁止の例外にあたるということで、取り締まりの対象にしないということが相当議論になったところがあったようなんです。

これは行政の方でも例えば燃やすことによって虫がいなくなるとか、いろいろ農業を推進する上でも必要な行為というふうにして、みんなが思って、それで認めようというような動きもあったようなんです、でも法律上はほぼほぼそれは禁止だよということになってはいます。

ただ、今回の質問にあたって南城市の行政の方にも私連絡をして、こういった畑で草とか燃やすのどう思うみたいな感じ、何かちょっとニュアンス的には暗黙の了解みたいなところがあって、苦情が出ない限りは、いいかなみたいな感じになっているみたいなのがあったんです。

なので、そういう暗黙の了解をやっているがために本当に厳しくというか、100%は取り締まれないところがあるのかなというふうに感じました。

市町の行政と消防の皆さんの間の中で、こういった野焼きは禁止だ。危険な行為だということの共通認識は取れていると思われませんか。

予防課長（城間 功）

市町行政との認識、連携は、消防側からも連絡いたしまして、そういうふうな連携は取れていると思います。以上です。

4番（仲間光枝）

違反は違反としてきっちりと取り締まっていくというのを市町行政と消防、そして警察、保健所等が共通認識のもとに行う必要があると思いますので、先程のごみ減量化と絡めながらまた戻って市議会の方でも取り上げていきたいというふうに思っています。

もう一つなんですが、電話でご意見を伺いながら一つまた気になるお話をされてきました。野焼きと火事の見分けがつかないんですっておっしゃっていたんです。昨年、新里で火事がありましたよね。実は、その方も早くからその煙には気づいていたらしいんですよ。

ところが、常日頃その方は野焼きに悩まされていて、また燃やしているよみたいな感じで思っていたら、実は火事だったというお話をされていて、なので野焼きを要するに見逃すというか、放置すると、火事の通報とかにも影響があるのよみたいな感じでおっしゃっていたので、確かにそうなのかなというふうに聞きながら思いました。

やはり野焼きが原因で本物の火事の通報が遅れるということがもしあり得るとしたら、それは本当に大変なことだと思うので、やはり野焼きについては、さっきの暗黙の了解的なところもありはしつつも、しっかりと取り締まっていかないといけないのかなというふうに思いました。

今回、ご相談された方は市だったり、区長さん、そして与那原署、保健所等々にも何度も何度も相談してきたんですって。十何年、私はずっと言い続けていますっておっしゃっていたんですが、でもなぜか消防には相談できなかつたと言っていました。どうしてなのと聞いたら、こう言っていましたよ。常に緊急事態に備えている消防に余計な仕事を増やしたくなかつたからなんだそうです。消防は、常日頃、緊急体制で緊張しているお仕事なのに、自分にとっては重大問題なんだけど、やはり多くの人から見れば、そんな小さなことでいちいち消防にみたいな感じになりかねないので、自分はさすがに消防さんにだけは相談ができなかつたんですよというふうにおっしゃっていました。その気持ちは有難いなって消防議員として感じましたけれども、やはり消防の職員が昼夜を問わず、地域の安心安全のために頑張っているということを理解し、感謝しているのが表れている言葉というふうに思いました。

みんなが気持ちよく生活できていけるように私たちも共に考えて一緒に取り組み、解決できていければいいなというふうに思っています。

では時間があと5分ということなので、次の質問にいきたいと思います。2点目、財政状況および課題についてです。消防予算は、構成市町の財政状況に大きく左右されます。そんな中、災害の多様化・複雑化に加え、高齢化社会への対応等、消防・救急需要は増加の一途であり、それに見合う予算の確保及び業務の効率化が重要になってきます。以下伺います。

①施設、資産等の老朽化への対応が今後の財政へどのように影響を及ぼすと考えるか。②財政調整基金についての考え方。③業務の効率化という点において取り組むべき課題はあるか。④安定した持続可能な消防活動を推進する為にも、広域化は有効だと考えるが広域化に対する本組合の考え方。

総務課長（島袋清正）

ただいまの仲間光枝議員の質問に対して答弁したいと思います。私の方で①、②番の方を答弁したいと思います。施設、資産の老朽化に関しては、財政面で補助事業や起債等で考慮し計画性をもって対応しております。近年は、具志頭出張所建設が喫緊な課題となっており、財政面では、できれば補助事業等で対応したいのですが、補助項目がなく一般起債で行い、庁舎建設基金や旧佐敷庁舎の売却した財源で対応しようと考えております。

また、財政的な均一化として、庁舎をリース方式というものがあまして、10年や15年のリース契約でその後は無償譲渡という方式もありますので、これから行われる建設検討委員会にて検討されるというふうに思います。

あと資産の方なのですが、資産等では、高額な救急車や消防車両関係が経年劣化で老朽化となり、10年から15年スパンで入替えしなければ対応できませんので、消防計画等で年次予定表を組み財政の均一化をするように対応しております。

あと②財政調整基金についての考え方ということですが、財政調整基金は、通常予算は構成市町からの負担金で運営しておりますが、予期せぬ支出負担に対し対応することで持っております。例えば地震・台風等での車両の破損、あと庁舎倒壊とか、また大規模な非常招集等というのがあげられます。

緊急な支出等となれば、構成市町から年度期間中の負担金増となりますが、そういうこととなりますと、財政課との調整や構成市町の補正予算計上等とかありまして、迅速的に対応が難しいので、うちの基金の方で対応しております。②番までは以上です。

議長（本村 繁）

3番、4番については次長お願いします。

次長（屋比久 学）

3番と4番は、私の方でお答えいたします。業務の効率化という点において取り組むべき課題についてお答えします。

ご承知のとおり、当消防組合は、南城市及び八重瀬町の消防行政を共同で行うことにより業務の効率化を図る目的で地方自治法第284条第2項に基づき設置された一部事務組合であります。また、平成28年4月から沖縄県内36市町村が共同で整備しました沖縄県消防指令センターが本格運用し通信業務の機能強化及び効率化が図れました。

その一方で、予防業務・救急業務の高度化・専門家及び大規模災害への対応など課題を抱えております。予算確保も含めて総合的な観点から業務の効率化に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、④安定した持続可能な消防活動を推進するためにも、広域化は有効だと考えるが広域化に対する本組合の考え方についてお答えいたします。

構成市町での消防活動に関しましては、もちろん継続的に活動しておりますが、近年大規模な地震、火災及び風水害に対し一消防本部だけで対応するのは限界がありますので、沖縄県消防相互応援協定の締結及び緊急消防援助隊の登録をしております。

また、沖縄県の防災危機管理課からも消防の広域化推進期限の延長について説明を受けております。当消防組合といたしましてもまず構成市町の消防体制の停滞は避けなければなりません。現状維持、もしくは恒常的な消防体制の構築ができれば広域化も積極的に推進しますが、現状ではまだ考慮する必要があると考えられます。

当消防組合としては、広域化後の消防体制が低下しないような条件を模索し、進めていければと考えております。以上でございます。

4番（仲間光枝）

今回、初めての議会でしたので、消防予算について少しでも把握したく、今回質問してはいますが、先日も、先日、全協のときに具志頭出張所を初めて私訪れました。正直びっくりしたんですね、古すぎました。

職場環境というのは、そこで働く人にとってはとても重要だと思います。特に消防というのは、常に緊張を伴うお仕事なので、落ち着ける環境だったり、モチベーションを上げる環境が必要だと思うので、先程、管理者の瑞慶覧長敏市長の方からありましたが、今年、庁舎建設にあたっての検討委員会を立ち上げるということなので、本当に早急に庁舎建て替えが進むように祈っています。

また、こちらの消防年報の方に平成29年3月31日現在の消防車両の配置一覧表があつて、ざっと見ても使用年数10年超えの車両が8台とかありますので、建物とか、特殊車両という高額な資金需要も高まっているのではないかなというふうに思っています。

また、今年度、構成3町の財政難を理由にした東部消防組合の基金8割取崩しということもありましたので、今後、南城市、八重瀬町の財政事情もどのようになっていくかわからないので、やはり私の4つ目の項目にあたる広域化については、本当に前向きに、平成36年度まで推進期間というの伸びたようなので、ぜひ今後しっかりとそれに取り組んでほしいなという思いを込めてご提言いたしますけれども、まずは当消防本部、そして東部、そして糸満・豊見城、2組合と二つの市の4つの広域化を視野に入れた検討委員会みたいなものを立ち上げることはできないのかなと思います。やりたいとか、検討するといっても何もやらなければ、そこから一步も進みませんので、ぜひ任意の広域化検討委員会を立ち上げて、4つの消防から1名ずつでも派遣をして、そこでしっかり議論をして準備というか、計画というか、そういうのをやってほしいなというふうに思っていますけれども、それというのはすぐにできそうなことだと私は思っていますけど、どうでしょうか。

次長（屋比久 学）

ただいまの仲間光枝議員の質問にお答えします。確かにすぐにできそうな感じかとは思いますが、いろいろと各消防本部、職員数とか、救急車の台数とか、体制がバラバラでございます。その点はさらに調査検討していく必要があるかと思えます。

また、南部広域行政事務組合という組織もございますので、そこの方でも消防の広域化というふうに話も出ているようですので、そこら辺を関係機関と連携を取りながら、広域化に向けて準備を進めていきたいと思っています。以上です。

4番（仲間光枝）

やはり南部圏域全体を考えたときに、そこに住む人たちの安心安全のため、また消防力の強化もいろいろニーズは高まるけれども、先程言ったようにいろいろ必要なものも出てきて、でも高額だからなかなか思うようには購入できなかつたりするようなこともあるので、やはり広域化を図って、それを共有しながらしっかりと消防力の強化を図っていくということは将来を考えたときには、すごい現実的な話なのかなというふうに私は思っています。

かといって、こうだ、ああだというふうにはできない理由を考えて並べていると、なかなか最初の一步というのは踏み出せないところもあるかと思しますので、やはりできない理由を探すよりも何からできるかというところの視点で、先程提案しました、せめてそこで議論をする検討委員会を早めに立ち上げていただきたいというふうに思います。

私自身もなったばかりで、自分に何ができるのかというところはまだ全然わからないんですが、しっかりとそこら辺も南城市の議員としても、消防議員としても、できることを共にやっていきたいというふうに考えていますので、ぜひ、やってほしいことはいくらでも言ってほしいなというふうに思っていますので、広域化に向けてしっかりと検討していただきたいというふうに訴えて私の一般質問を終わらせていただきます。有難うございました。

議長（本村 繁）

議員の方にお願ひしたいのは、所要時間は20分間ですので、この質問事項をみんな読み上げてから、それから執行部からの回答を得てからの再質問というふうにしてやりますので、全部読んでからというふうに統一しましょうね。所要時間20分間ですから、その間にやるからには簡潔に、何を聞きたいというふうなのがあるかと思しますので、それを絞って質問をお願ひしたいと思っています。

次の質問者、新里嘉議員。

1番（新里 嘉）

皆さん、おはようございます。一般質問に入る前に、先程、同意第1号に議員監査委員として同意されました新里嘉でございます。しっかりこの4年間、島尻消防組合の運営が円滑にこなせるよう、そしてもう一人の監査委員と共にしっかりチェック機関としての機能を果たせるように、今後4年間頑張ってもらいますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、簡潔に一般質問の方を行いたいと思います。質問事項は1点です。消防団員について、質問させていただきたいと思います。

全国で約85万人ともいわれる消防団員が活動されているなか、当島尻消防組合でも70名の団員が防災活動に従事されております。

通常、他の職業に就きながらの活動は、大変なご苦勞だと思います。しかしながら、その活動内容を市・町民が共有していない現状がうかがえるので、今回は以下の3点を理解を深める意味で質問させていただきます。

①消防団の活動状況について。②団員の職業について。③今後の課題について。補足であります。が、現状の課題等もあれば、よろしくお願ひいたします。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

おはようございます。署長兼警防課長の比嘉です。よろしく申し上げます。ただいま新里議員の質問にお答えします。

①消防団員活動の状況について。島尻消防団員は、現在、南城市47名（久高島班5名）、八重瀬町に23名の計70名が消防団活動に尽力をしております。

活動内容としましては、水火災、その他災害及び行方不明者等の搜索活動となっております。現在、各災害への対応は消防側の後方支援が必要な事案に対して、団長及び分団長に要請を行い活動している状況となっております。

また、久高島班については、島内の救急事案の診療所への搬送。急患輸送時のドクターヘリ、自衛隊ヘリ離着陸時の対応が中心となっております。

続けます。②消防団員の職業について。消防団員70名のうち61名が地方公務員（南城市役所・八重瀬町役場）、9名が民間企業、自営業を含むです。

今後の課題についてですが、女性分団の新設、定数の増員、消防団用ポンプ車両の配備、各訓練等（応急手当講習会、自主防災訓練）への団員の派遣を考えております。以上です。

1番（新里 嘉）

順を追って再質問をさせていただきたいと思えます。消防団の活動状況についてということで、消防団員と島尻消防組合の方は70名在籍しているということで、その中で南城市の方が47名、八重瀬町が23名ということで、南城市の方、この23名の中で久高の方が5名配置されているということです。

その中で久高の5名、港への救急搬送等いろいろ行っていると思うんですけども、その中で具体的にどういった日頃、訓練等を行っているのか。これは月一回とか、2カ月に一回、そういった形の活動になると思うんですけども、これは久高に限らず、南城市、八重瀬町の消防団も含めてなんですけれども、日頃と言いますか、通年を通してどういった訓練等を行っているかというのを1点よろしく願いいたします。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

ただいまの質問に答えます。久高島に関しては、久高島には軽消防ポンプ車両が配置されておりました、それと可搬式のポンプ車両も配置されています。その点検を週に一回ずつ5名で定期点検を行っている状況です。

先程申しました診療所への搬送というのは、夜中とか、そういった救急事案が発生したときに、119番したら指令センターから久高島に行くようになっています。その指令センターから消防団長とか、いま携帯電話を1台配備していますので、この携帯電話に事案が発生しましたので、何番地の方について下さいということで事案が入ってきます。

その方の家に行って、診療所の先生がいたら診療所の先生の家で電話して来れますかということで、そういった話をしていて、いない場合は看護師さんがいますので、その方をお願いして話をして対応しているということです。

また、他にはドクターヘリ、これは昼間、日没まではドクターヘリが運用されていますので、その間に緊急的な重症患者が出た場合は診療所の先生が判断してドクターヘリを呼んで、その広場、ランデブーポイントと言うんですけど、そこの方に立ち入り禁止をつくってドクターヘリを誘導するという役目と、それと夜間に関してはドクターヘリは飛ばないので、自衛隊の急患ヘリを呼びますので、そのときは久高島にヘリコプター用のライトが設置されています。そこに安全に誘導するという役割を担っております。

あとは島内で観光客もいま多いので、観光客の事故とか、そういったものにも対応するような感じで、いつも密に連携を取っています。携帯電話は持っていますので、それで対応しているようです。

南城市、八重瀬町の消防団に関しては、現在、定期的に月一回の訓練を今回どれがいいかということで、団員も素人の方も多いため、自営業もいますので、その方についてはどういった訓練がいいかというのを聞いて訓練をしております。

それと2年に一回交互に消防団のポンプ操法大会というのがありまして、これは全国大会まで派遣があるものですから、1年越しにポンプ操法大会の訓練とかあります。また、消防団の県の駅伝大会とかもありまして、そういった活動と、あとは久高島で合同訓練をしたいので、毎年一回は久高島で八重瀬町、南城市の団員も一緒に、大体25～26名前後ですけど、揃って3月末に毎年合同訓練を行っております。以上です。

1番（新里 嘉）

いま南城市、八重瀬町、そして久高の訓練の方も聞かせていただきました。年に一回は久高島の方で合同でやっているということですので、しっかり継続的にこういった取り組みは行っていただきたいというふうに思っております。

その中で、やはり地域性と言うか、特色があると思うんですけども、どうしても沖縄の場合ですと、本土の方と比べますと、なかなか消防団自体が火災現場に行って、前方の方からというわけにはなかなかまいかないところがあると思うんですね。

先程署長の方からもありましたけれども、やはり後方支援の方で消防団というのは活躍されているのかなというふうに理解しているんですけども、その中で特にまた沖縄の場合ですと、不発弾処理とか、結構その辺が消防団の活動としては日頃、市民としては目につくところかなと思っているんですけども、直近のこういった不発弾、消防団として、29年度でもいいので、もし、わかるのであれば、何件こういった活動、出動回数があったのかという確認と。

もう1点、続けてすみません。この消防団として、先程民間の方も9名いらっしゃるということでしたので、その方々の僕の認識から言うと、どうしても地方公務員の方が圧倒的にほぼ占めているのかなと思ったら、9名の方は民間の方もいらっしゃるということでしたので、そういった方々、例えば職業、先程自営業とありましたけれども、サラリーマンとか、そういった方々も一人、お二人いらっしゃるのか。この2点よろしく願いいたします。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

ただいまの質問にお答えいたします。先程説明しました消防団の主な活動の中で確かに不発弾作業は毎年行っております。去年は、南城市で4件、八重瀬町で1件ありました。各不発弾作業ごとに10名ずつ派遣しております。今年に入って南城市は1件でしたか、今年は八重瀬町が多くて3件ですか、これも10名ずつ派遣して、交通規制とか、住民避難に対応させております。

あと職業の方で把握しているのは、建設業が1人と、あと久高島に関してはダイバーショップと、あと3名ほど農業で、久高島5名いますので、各々自営業をやって、ダイビングショップとか、漁師さんも一人いましたか、本島にいるのは、建設業と車両整備会社の人が二人いるような感じです。以上です。

1番（新里 嘉）

有難うございます。先程申し上げましたけれども、やはり沖縄、当島尻消防組合もそうですけれども、やはり火災現場に足を運ぶというのは殆どないと思うんですけれども、その中で先程不発弾処理の支援ということで、昨年度も合わせて5件ほど出動されているということですので、その中でもやはりちょっと私の方で気になるのが、いま全国で約85万人の消防団員の方が従事されているということですので、やはり年々消防団の方も全国的にも減少している。

さらに申し上げますと、高齢化されているというのが大きな問題になっているということですので、その中でやはり地域としっかり消防組合としても密に連携していく中では、やはり消防団というのは本当に大事な中核を担う役目をする方々だと思っていますので、やはりそういった方々をしっかりと今後応援する体制も整えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

その中では消防団、応援をするという意味で、例えば、これは群馬県とか、栃木県の場合ですと、都道府県ごとに消防団員の方とか、あと家族の方がお店に行くと、ある程度の割引があると。北九州市は、市単独でやっておりますし、熊本の人吉市もそういった取り組みをやっているということで、私の調査不足かもしれませんが、沖縄の方では、そういった例がなかったものですから、やはりこういったことは消防団の方々も、先程、管理者の方からも処遇改善の話も出ていましたけれども、ひとつ取り組みとしては、やはり僕は高齢化というのがありますから、若い世代が取り組んでいくためにも、そういったことというのはぜひ取り組んでいくべきではないかなというふうに思っているんですよね。

もう一つなんですけれども、その中でもいま当組合の方では、幼保少年クラブでしたか、そういった形で保育園、幼稚園ということで、南城市、八重瀬町の子どもたちがクラブの方に加入していると思うんですけれども、全国的には少年消防クラブというのが昭和50年中盤ぐらいから立ち上がって、今年からちょっと名称が変わってジュニア消防団という名称になっていると思いますけれども、これはある意味、ジュニア消防団というのは、小学生より就学児童生徒を示していると思うんですけれども、やはり日頃から地域、市民、町民の皆さんに防災意識を高めていく、子どもの頃からそういった意識を高める意味でも、いま南城市、八重瀬町というのは幼保の方で止まっているんですけれども、ぜひ少年消防クラブというの、これは学校単位とか、PTA単位になると思

いますけれども、僕は投げてもいいのかなというふうに思って、それをすることによって、今後、市民、町民の意識も高まってくると思いますので、ぜひその辺も先程申しました消防団員を応援するお店と事業所という取り組みも含めて、この2点、前向きなもし答弁があればよろしくお願ひしたいと思います。

署長兼警防課長（比嘉典夫）

ただいまの質問にお答えします。幼年クラブは予防課の方で管轄していますけれども、ジュニア消防団というのはまだないです。沖縄本島でも調べたら離島で1カ所あります。全国的には展開をしていますけれども、これがいい方向になるんだったら前向きに検討して行って、できるのなら、そういった感じでジュニア消防団ですか、協力隊という感じでもっていったらと思いますけど、これは調べたらいろいろ保険とかの絡みがありまして、それもクリアしないといけないということがありますので、それは検討して前向きに考えていきたいと思います。以上です。

1番（新里 嘉）

先程、管理者であります瑞慶覧南城市長からもありましたけれども、消防団の充実強化、活性化に取り組んでいきたいという力強い発言もありましたので、その中でやはり先程私が提案いたしました二つに関しても、やはり構成しております南城市、八重瀬町の行政間の応援なくしては到底できないことだと、実現あり得ないことだと思っているんですけれども、その中でもやはりこういった活動を市あげて、行政あげて応援しているんだよという意味合いでも、最後に管理者、副管理者であります八重瀬町町長、そして南城市長に意見を求めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。以上です。

管理者（瑞慶覧長敏）

新里議員から非常にいいご提案がありました。団員に対する割引、それからジュニア消防団を検討したらどうかということは、非常にいいことだと私も思っておりますので、何とか早い段階で実現できたらいいなと思っております。

また、もう一つは、そうすることによって女性団員も小さい頃から増やしていけるような取り組みになっていくのではないかなと思っております。ご提案本当に有難うございます。

副管理者（新垣安弘）

いま大変素晴らしいご提案で、沖縄は特に他府県に比べても消防団の組織率というのは、すごく低いと思うんです。また、防災意識もどちらかと言うと低いのではないかと思いますし、そういう点では、災害列島と言われるような様相も呈してきておりますので、そこは消防団の組織率はしっかり高めていかないといけないと思っております。

それをやるのにどうしたらいいかというのは、おっしゃるとおり、行政側からの取り組みが大変重要だと思いますので、そこはしっかり課題として持っていききたいと思っております。

地域社会の絆が薄れる中で、祭りもそうなんですけど、この消防団の地域における結成することによって地域社会の絆を強めていくことにもなっていくと思っておりますし、しっかり前向きに取り組むべき課題だと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（本村 繁）

次に、宮平議員の質問をお願いします。

2番（宮平憲二）

グスーヨー、チューウガナビラ。私、南城市議会議員で宮平憲二と申します。よろしく申し上げます。去った9月の市議会議員選挙におきまして当選させていただきました。議員になるのももちろん初めてですし、消防議員ということも初めてですので、今後4年間、任期がありますので、一生懸命、市議会議員もそうなんですが、消防行政についても一生懸命勉強して、皆さんと一緒に市民の安心安全を守っていきたいと、微力ではありますが思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、早速質問に移らせていただきたいと思います。質問事項の最初の方です。予算規則第5条、第6条について、消防団員についてとありますけど、この消防団員というのは訂正ですので、削除お願いいたします。

まず、例規集を貸してもらってパラパラと読んでいたら、ちょっと気になったところがありましたので、ご質問させていただきたいと思えます。

予算規則第6条で「管理者が前条第1項の決裁をしたときは」とありますが、これは第5条のことを言っております。第5条第1項では、「管理者の査定」となっている。文言は「決裁」で統一すべきだと考えるが、見解を伺います。

続きまして、予算規則第3条1項、2項について。予算規則第3条2項の「予算編成方針」については、管理者の決裁はいらぬのか伺います。（第5条、第6条と比較して）。これは管理者のものと消防長のものが何かだぶっている感じがしますので、あとで細かいのはしたいと思えます。

続きまして、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」について。第28次消防審議会の答申等を踏まえ、今般、基本指針を改正し、消防の広域化の推進期限を平成30年4月1日から平成36年4月1日に延長されました。消防行政の広域化及び連携・協力は広域の効率化、安心・安全に極めて有効な手段だと思っております。財政措置も有利になります。そこで伺います。

①前回の推進期限が平成30年4月1日の時、島尻消防がどのように広域化について対応したか伺います。②今回、推進期限が延長され平成36年4月1日までとなっております。今後、広域化について対応及びスケジュールを教えてください。

続きまして、公務災害について。島尻消防組合の業務は地域の命と財産を守る大事な仕事です。しかしながら、常に危険と緊張の連続で大変な業務だと感じております。そこで伺います。平成25年度から平成29年度に消防活動、救急活動における公務災害（車両事故、職員の被災、メンタルによる休職）について確認いたします。

①交通事故の場合は車両がサイレン、回転灯が作動時か否か、過失割合。②職員の被災の場合は活動名、原因及び休職日数。③メンタルは人数（公務災害とは関係なく全て）のみを教えてください。

①、②、③、共通事項は年度ごとの件数をお願いします。以上です。

議長（本村 繁）

順次答弁を求めます。

総務課長（島袋清正）

ただいまの宮平議員の質問についてお答えしたいと思います。私の方の質問、その1、その2の方をお答えしたいと思います。

予算規則5条についてなんですが、意味合いと致しまして、予算規則第5条第1項で「管理者の査定」と言いますのは、予算作成見積りの段階では、実際管理者が各事業の細かい数字を査定するというのは業務上煩雑となりますので、各構成市町の財政課の方で査定を行っており、規則上は「管理者の査定」ですが、より細かく財政課での査定となっております。

それを踏まえまして、第6条では、査定を受けた予算書を「管理者決裁」となり予算書の作成となっております。

そういうことから、第5条では「管理者の査定」となり、第6条では査定をした予算書について「管理者決裁」となっております。

質問その2の予算規則第3条第1項、第2項についてということなんですが、予算編成方針については、正副管理者会議の報告や助言を受けて、この予算の編成方針を決める段階でありますので、そこでは直接的な決裁というのはしておりません。

また第5条、第6条と比較してということなんですが、予算規則の第5条の「管理者の査定」では、まだ査定の段階ですので、管理者の決裁というのは得ておらず、第6条での「管理者の決裁」を得て予算書を作成しているというふうになっております。私の方からは以上です。

次長（屋比久 学）

私の方からは、質問その3の①と②をお答えいたします。前回の推進期限が平成30年4月1日の時、島尻消防がどのように広域化について対応したかについてお答えいたします。

総務省消防庁が推進する市町村の消防の広域化について、過去に取り組んだ経緯についてですが、沖縄県では県内の消防本部を一消防本部に統合する消防広域化を目指して平成22年4月に県内41市町村長を委員とする、沖縄県消防広域化等研究協議会が設置されました。その後、平成23年4月には浦添市、うるま市、宮古島市を除く38市町村長を委員とする、沖縄県消防広域化推進協議会に移行しましたが、財政負担や人員配備体制等に課題があり、また、那覇市が離脱を表明したことにより、最終的には広域化に至らず同協議会は平成24年3月に解散しております。

当消防組合からも協議会事務局へ職員の派遣、各種作業部会への参加等、広域化に向けて取り組んでまいりました。

続きまして、②今回、推進期限が延長され平成36年4月1日までとなっております。広域化についての対応及びスケジュールについてということでお答えいたします。

今後、沖縄県がリーダーシップを発揮し、過去の議論や経緯も踏まえまして、段階的な広域化の可能性も含めて広域化推進計画を再策定し実現に向けた取り組みの支援を行います。市町村においては、沖縄県との議論に参画し広域化実現に向けて取り組んでいくスケジュールとなっておりますが、具体的にはこれからだと考えております。以上でございます。

総務課長（島袋清正）

続きまして、質問その4の公務災害についてなんですけれども、①交通事故の場合ということなんですが、この方は平成25年、26年度はなくて、平成27年度に1件、28年度に2件、平成29年度に1件となっております。

その内、平成28年に救急車両が傷病者を搬送中、赤色灯、サイレンはもちろん作動なんですけど、交差点赤信号で、一旦停止後徐行にて通過中、左後方を衝突された事例がありました。過失割合といたしましては、消防側が2、相手方が8であり、幸いに傷病者には影響はありません。そういう事例もございました。その他の3件については、救急現場に向かう途中や移動中にバックや狭い十字路等にて電柱や壁に接触した事例はございます。

あと②職員関係なんですけど、職員に関しては、過去5年の公務災害はございませんけれども、今年度4月に火災現場にてタンク車から降りる際、バランスを崩し縁石に左膝を打撲し膝の靭帯損傷で公務災害対応している事例は1件ございます。現在、職員はリハビリ通院をいたしまして回復して現在、職員については休職等はしてはおりません。

あと③メンタル関係なんですけど、メンタルについては、これまでの公務災害での休職はございません。ただ、公務災害以外に平成29年中には、公務災害ではないんですけど、病院からの診断書を踏まえて休職した方は2件ございまして、現在は復職して職務に就いているということであります。以上です。

2番（宮平憲二）

2番目ですけれども、予算規則第3条なんですけど、この予算編成方針というのは、予算を組むときの基本方針です。これを事務局長、あるいは消防長が作成し、各課の長に通知するということになっておりますけれども、この辺がどうもよくわかりづらいんです。これは事務的な話で、事務分掌の中で書くべきものではないかなと。

要するに、管理者が方針を制定して、その後、各課に通知するということだと思いますけど、事務的な作成するというのは、たぶん市長でも管理者とつく人は大体事務的な文書は下が書いて決裁だけという流れだと思うんですけど、あえてそこで書いた理由を教えてください。

総務課長（島袋清正）

この予算編成というのは方針なんですけど、確かに事務方がいろいろ方針を示しまして上の方にあげるといってもあるんですけど、うちの方といたしましては、うちの方の編成と、あとまた正副管理者会議の方で報告をしまして、そこである程度の次年度の予算を勘案しまして、方針を決めて各課の方にいくというようなことになっております。以上です。

2番（宮平憲二）

いまお話をされたのは、事務的な流れであって、規則に書くべきことではないんじゃないかなということなんですけど、これ管理者が方針を定めて、その後で作成するわけではないですよ。作成したものを管理者の決裁をもらって、その後各課に配るといえることになると思うんですけど、それは事務的な話で規則、規約に類するものなのかという質問なんですけど。

総務課長（島袋清正）

この規則の方、他の消防の規則の方を参考にして作成しておりますので、そういうふうに事務的なものを規則で定めるよりは改正という方法も検討したいと思います。以上です。

2番（宮平憲二）

了解しました。続きまして、消防の広域化について。先程答弁の中で県主導の広域化でいままでやってこられたということで、結局は平成22年度に解散したということですが、広域化というのは、現在、島尻消防も一部事務組合ということで広い意味では広域化なんです。

ただ、2市町がくっついた形ではあるんですけど、一つの広域化です。いま求められているのは、その区域の境界、他の消防組合との境界が当消防から行くよりは、隣の消防から救急出動した方が非常に近いということもあって、広域化が求められていると思います。

消防の一番の使命は、市民の安心安全、財産、生命を守ることですので、必ずしも県全体という考えではなくて、南部地区だけでも県が主導ではなくても、南部地区の市町村で中域でもよろしいと思いますから、その辺でぜひ早めにやるという考えはないでしょうか伺います。

消防長（津波古充也）

宮平議員の質問にお答えします。境界付近で、例えば島尻消防の境界付近だったら東部消防が近いとか、いろいろな意見が出て、私も地域住民からそういう話は伺っておりましたが、いま現在、私たちが考えているところは、消防署から距離が遠い地区については、島尻消防署から距離があるため、緊急車両の現場到着等の遅れも課題ではあります。県内消防においては、距離が遠い地域に関しては、詰め所を置いて対応している消防本部もあります。

今後は、まず広域が若干遅くなるのであれば、そういう詰め所も検討してさらに地域住民の安心安全を図りたいと思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

詰め所と言いますと、出先とは違うものをまた新たに設けるということで経費がかかると思うんですけど、それでも広域化というのは、たぶん私個人的には避けて通れないと思っております。これはただいつになるかというだけの問題だと思うんです。

ですから、そういう応急措置でそういう考え方もよろしいと思うんですが、基本的にはたぶん広域化をそろそろ考えないといけない時期かなと思っております。

私が質問しているのは、この基本的な考えをどう捉えるかということをお伺いしています。よろしくお願ひします。

次長（屋比久 学）

ただいまの宮平議員の質問にお答えします。全国的に人口減少が続いております。那覇市も去年より人口が若干減になっております。これは平成30年度の消防現勢の資料で確認できております。

しかし、南城市、八重瀬町においては、人口増が続いているということで、10年後も人口増になるというような予測も出ておりますが、広域化は避けて通れないことだと思っております。また、広域化になることによって、初動体制が上がります。

しかし、地域の消防力が低下するということです。なぜかと言うと、全体で広域化になったことによって、一つの災害現場にみんなに対応にあたると。しかし、地域が疎かになるというところがあります。

現在、地域を疎かにしないために沖縄県は総合応援協定というのを締結しております。以上です。
2番（宮平憲二）

消防指令センターですか、いまそこが交通整理をやっていると思うんですが、たぶん同じことだろうと思っております。そこも交通整理をして、効率的に振り分けされるので、それはいいのかなと思っておりますので、広域化については今後も検討されることを期待して、これについては終わりたいと思います。

続きまして公務災害ですけれども、本当に毎日、緊張と危険が隣り合わせでご苦労さんだと思います。それで先程の答弁を見ると、思ったよりは公務災害は少なく、事故も少なく、大変そういう教育が行き届いているなど感じております。

あとメンタルなんですけど、これは公務災害とは関係ないと思うんですけど、広い意味で言うと、緊張状態が続くという仕事柄ですので、そういうものを福利厚生で消防の職員の皆さんはぜひ考えて対応していただきたいと思います。見解をお願いします。

総務課長（島袋清正）

メンタルについてなんですけど、やはり消防業務ということで緊張を保ちながら、実際、災害現場を目の当たりにするという心身的に衝撃と言うんですか、そういうのがあるということで、その辺は日頃の訓練でこの辺は対応はしてはいるんですけれども、実際そうになると、メンタル面でちょっと厳しい面もあるということは承知しております。

それに対応するというところで、職場内でいろいろ福利厚生ということであれば、年に2回のレクレーションとか、忘年会とか、そういうのを組んで日頃のチームの輪と言うんですか、消防職員の輪を持ち、同じ消防職員でありますので、同じ仲間を話し合って共同し合うと言うのかな、その辺を主に心がけて対応はしております。

実際、いままで2件、心身関係で病院からの診断書を踏まえて休職というのはありましたけれども、その方も踏まえて、いかにして福利厚生をもっと良くするというか、あるいは消防としての仲間意識と言うんですか、その辺を作り上げるということは、もっと課題にして進めていこうかなとは思っております。以上です。

2番（宮平憲二）

ご苦労さまです。管理者の皆さん、そういうふうに厳しい現場にいる職員を気遣って、いつも見守りながら仕事もやっていただきたいと思います。ご苦労さまでした。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで、宮平議員の質問を終わります。

次、米増議員。

3番（米増雄二）

こんにちは。八重瀬町議会の米増雄二です。僕も9月9日の選挙で初当選をさせていただきました、議員活動を行っています。消防行政についてもこれからしっかりと勉強して、僕ができることはしっかりと議員としてやっていきたいなと思いますので、また管理者の皆様も僕に何かできることがあれば言っていただきたいということもありますので、また協力関係を築いていきたいなと思いますので、これからも4年間しっかりと頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

質問、具志頭出張所の建て替えについて。八重瀬町の人口増加に伴い、当組合で一番の出動件数、約年間1,400件余りと伺いました。施設の状態、設備、休憩所などの状況がかなり古く、また、24時間の勤務とのこともあるし、現場消防士の精神的な負担が大きくモチベーション低下などが懸念されるが、地域の安心と安全を担っていることも踏まえて、建て替えについて進捗状況を伺います。

2. いたずら通報について。報道等であると思うんですけども、沖縄県、もしくは当組合の状況、対策について伺います。以上です。よろしく願いします。

議長（本村 繁）

順次、答弁を求めます。

消防長（津波古充也）

米増議員の質問にお答えいたします。具志頭出張所の建て替えについて。建て替え建設の進捗状況についてご説明いたします。

まず、今回初めての消防議員もおられますので、少し具志頭出張所についてご説明をいたします。具志頭出張所は、昭和52年に建設し現在41年目を迎えております。

建物の現状といたしましては、車庫天井のコンクリートが剥離しており、防護ネットを張っておりますが、職員の負傷及び緊急車両への損傷も懸念されております。

米増議員のおっしゃるとおり、施設の状態、設備や休憩所などの状態がかなり古く、また、24時間勤務である現場、消防士の精神的な負担が大きくモチベーション低下などが懸念されております。地域の安心と安全を担っていることも踏まえて、早急に建て替え建設が必要だと思っております。

当初の予定では、昨年7月に完成いたしました、新佐敷出張所と一緒に建設予定であり、緊急防災減災事業債（充当率100%）の起債で建設予定でありましたが、耐震検査を行った結果、建物自体が相当頑丈にできているということから、上記の起債が受けられなく、現在に至っております。

現段階においては、消防職員から意見などを聞きながら、敷地面積、建物面積などを設定し、それを参考に仮設計を作成中であります。当組合消防職員の中に土木施工管理技士、そして建設施工管理士免許と、設計ができる職員がおりまして、おおかた設計の方は出来上がっております。以上です。

第一警備課長（大城 学）

第一警備の大城です。いたずら通報について。当消防本部は、平成27年12月より沖縄県指令センターが119番通報を受付しております。指令センターに確認すると、通報がいたずらであれ

ば、その場で指導を行うそうです。通報が途中で切れた場合、逆信を行い指導を行っております。逆信とは着信が来たとき、相手に折り返し電話をすることです。以上です。

3番（米増雄二）

近々に具志頭出張所については、建て替えをしていきたいということだと思います。前回の全協のときに佐敷出張所、新しくできたところと、あと具志頭の方へ行きました。具志頭は、僕は具志頭出身なので、小学校のときだったりとか、写生大会だったりとか、職場体験のときに行った思い出があったので、前回行ったときにかなりショックというか、この中で激務をやっているんだなということで、かなりの思いがあって、早急に建て替えをしないといけないよなという思いがあって質問しました。

実際、管理者の八重瀬町と南城市の協力がなくてできないことだと思いますので、管理者の瑞慶覧市長、あと副管理者の新垣町長、実際、具志頭出張所を見に行かれたことはございますか。

管理者（瑞慶覧長敏）

現場視察は行っております。

副管理者（新垣安弘）

管理者と一緒に見てまいりました。

3番（米増雄二）

見ていただいたということで良かったなと思っています。やはり僕が思うことと同じことを思ったであろうと思っておりますので、地域のためでもありますし、隊員のやはりモチベーションだったりとか、そういうところもあると思いますので、いち早くやはり建て替えを推進していただきたいなと思います。

いたずら通報についてなんですけど、その場で注意をしているよとお伺いしました。消防署をタクシー代わりに使っているとか、いろいろ報道とかがあると思うんですけども、そういう方というのは大体常習的なものになってくるのかなと思いますが、その辺については何か指導とかということはあるのでしょうか。わかれば、よろしくお願いします。

第一警備課長（大城 学）

救急の場合、タクシー代わりとして使っていると、全国的にそういう報道が流れていると思います。119番通報がかかると、現場まで行って傷病者の状態を確認するためには、現場に向かってその傷病者の状態を確認して救急搬送するかしないかで不搬送にしたり、病院に搬送したり行っております。以上です。

3番（米増雄二）

実際、行ってみないとわからないというところではあると思うんですけども、行って見て同じ人だったりとか、結構、報道等がありますので、実際、沖縄県でもそういうことがあるということで、報道等であれば、本土のことというようなりアリティーがないというか、そういうふうに僕は思って今回質問をさせていただきました。

もし、そういうことが沖縄県でもあるようなことがあれば、両市町、広報等もありますので、そ

ういう呼びかけ等々、啓発防止などのことをしていけるのかなと思うんですけども、こちらいかがでしょうか。

管理者（瑞慶覧長敏）

大事なことですので、しっかりと検討して行っていきたいと思っております。

3番（米増雄二）

以上、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（本村 繁）

これで一般質問を終了します。

初めての議長の席に座って、進行に非常に不手際があったんですが、皆様のご協力が無事終了したことをお礼したいと思っております。本当に有難うございました。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第3回島尻消防組合10月定例会を閉会します。